

## 伊丹市地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定により、社会福祉法人が計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者から、中立公正かつ円滑な意見聴取等を行うため、伊丹市地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- (2) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言
- (3) 前項に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人連絡協議会構成員
- (3) 保健医療福祉サービス事業者（社会福祉法人を除く）
- (4) 民生委員児童委員
- (5) サービス利用者である地域住民
- (6) 自治会関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 伊丹市社会福祉協議会の役職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をおくものとする。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

### (協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面を持って作成し、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 会議が開催された年月日及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 会議に出席した委員及び関係者の氏名

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または説明もしくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第9条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の運営に係る事務は健康福祉部地域福祉室法人監査課が行う。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年6月2日から施行する。